

別府の行政事情 (明治前期 2)

5 兵制 別府正義隊のこと

大野 保治

幕末―明治維新当初の別府と浜脇の両村は、他の村々と同様に、物情騒然としていた。すなわち、「平素ノ取締モ行キ届キ難ク、旅船日夜出入ノ湊町ニテ商家多ク、場所モ数ヶ所コレ有リテ悪者入りコミ、或ハ盜賊ノ巢等唱へ候所柄」であつた（『県治概略』）。

明治元年（一八六八）潤四月二五日、日田県が誕生。

初代知事に任命された薩摩藩士、松田正義（のち総理大臣）は、別府地区では波止場の築港、共浴舎の改修、また生産所の開設などに努めたことは創刊号で触れた。

松田知事は、その一方で、管轄支配地の治安維持にものり出す。大分郡光吉村（現、大分市）の庄屋、首藤周三を「郷兵」取立方に任じ、隊員の募集を命じた。かれは、村々の重立ち衆に協力をもとめた。直ちに応じた南石垣の里正（村長）、矢田欣之進ら若干名は早くも正月六日、調練のため日田に向けて出立している。この時、

日田の地で編成された隊員は約五〇名、長州の奇兵隊を模範に、その名も知事の名前をとって「正義隊」と称したのであつた（『別府市誌』）。

二年三月末、調練を終えて帰つた支所の幹部隊員は、前述の首藤周三を隊長に、さらに隊員をつのつて管轄する四郡（大分・速見・国東・直入）内の治安維持にあつた。こうして発足した正義隊別府支隊の中には矢田欣之進のほか

高倉定三（別府）高橋新治（古市）高橋敬一（亀川）
吉富都吉（中石垣）吉良元雄（竈門）

らの名が見える。かれ（その子）らはその後、郷土のために奮闘し、社会的にも活躍した人たちである。

ところで、別府正義隊の本営がおかれたのは別府村の西法寺、隊員にはライフル銃や胸乱（注、弾入れ袋）、皮帯が支給された。調練は、寺の前庭か、北浜の広々と

した海岸砂場（注、移転前の北小学校所在地あたりか）で、用兵はフランス式。また、別府支所（注、大分高松より移され、朝見八幡社近くにあったとされる）には、常時五名の隊員が詰めていた、という。

昭和八年刊の『別府市誌』は、この「別府正義隊」のことに詳しく触れている。興味を呼ぶので、ここに再録しておく。

——隊員たちの服装といえは「大要、洋制に模し、上衣は普通のマンテル（注、オランダ語でマント）あり、陣羽織あり。下衣はダンブクロと称して洋制ズボンに袴の腰板を用（ふ）」——いていた。頭髪は、まだ断髪ではなく、いわゆる総髪で大髻をうしろに垂らし、紫色の紐で結んでいた。そのため、洋式帽がかぶれず「菲山帽」を着用。履物といえは「間々洋靴を穿てる者あれども、多くは草鞋」ばき。それに使用している銃器は「恐らくはナポレオン三世時代、普仏戦争に用いたる程度のゲベル、ライフル銃類ならむ」。

これらの服装や兵器は、明治一〇年の西南戦争を描いた錦絵を想起させる。

さらに当時、村びとの俗謡「十日戎」（注、不漁のとき間直のために催す恵比須祭で揺われた歌か）の歌詞をまね、次のような歌謡が流行していたと前掲書は誌している。

／＼十日稽古の訓練は／ 笛太鼓にラッパにダンブクロ

／ 草鞋もあれば靴もある／ 一小隊だけ進め跳び

／ 草臥れて夕方は／ 鉄砲かたげて千鳥足

このような郷兵制も永くは続かなかつた。新政府は、府藩県ごとの兵制を取りやめ、全国共通の徴兵制度と警察制度をおし進めようと、着々と準備をしていたからである。

つづく徴兵制と県下に起きた徴兵制反対一揆については、創刊号で触れたので、ここでは重ねて触れない。

6 村びとの生活と県達

明治四年（一八七二）十一月一四日、大分県が誕生（宇佐・下毛二郡を除く——九年八月編入）。翌五年正月一八日、初代の県参事（知事）、岡山藩出身の森下景端が着任した。

県庁を開くにあたり、かれは県民に説諭している。

一旧八県が同域となるのであるから「彼我ノ隔ナク一致親睦ノ情ヲ尽シ、善良ノ風俗」に心がけ、いやしくも「徒党強訴ノ悪弊」にはしつて諸民に迷惑をかけるようなことをしてはならぬ、と（『県治概略』）。

廢藩置縣の前後、別府や浜脇の村びとなど、県下の庶民はどのような生活をしていたのであろうか。

当時、日常の生活にわずかに彩りをそえる娯楽といえ、まず盆踊りに芝居、それに仁輪加・祭見物・浄瑠璃・軽業・角力・曲馬など、こうした庶民の生活を規制したのが、官員サマの出す県達（又はケンタツシ）であった。明治五年七月一二日付けの「盆踊リノ儀ニ付キ斤下市中へ達シ」と、つづいて七月一四日付けの「雜戲俳優云々告諭ノ文」の二つを見よう。

一 従来、盆踊りと称して市や村あげて「歌舞雜戲」にふけり、「徒ニ数日ノ光陰ヲ費シ候義ハ、元来、不開化の陋習」であるから、管内は「一刻モ早ク善良ノ風俗ニ進歩」しなければならぬ。その日の生活にこと欠く者までが「無益ノ冗費ヲ顧ミズ、他日ノ生活ニ相障リ、風俗ノ開化ヲ相妨」るようなことをしてはなるまい。

一 八月中旬、柞原神社の仲秋祭で「浜の市」にご神

幸があるが、「俄踊り其ノ他俳優ノ真似等」をして「黎民矇昧ノ婦女」が華美の風潮に流されて金銭を消費するのは馬鹿げている。よって、常日頃から「勤勉忍耐」を養つておかねばならぬ。

新進氣鋭の知事が新政府の意向をくみ、県下に「文明開化」の新風を吹きこもうとした気概を、これらの達しに見ることができよう。だが、なんとという専制的、高圧的な内容であろう。（筆者の調査では、明治五〇一〇年に約一〇〇件を数える）

新政府の「文明開化」政策は、要するに藩政時代以来の農村での、伝統的な生活基盤を根底から揺り動かそうとするものであった。いや、時には、それを否定して「上からの教導による一種の社会改良を狙つたもの」とも言えそうである（『大分県史』近代編Ⅰ）。

このような県達のききめはいかに。当時の県官には、盆踊りや芝居見物は古色蒼然、非文化の悪弊に見えたかも知れないが、庶民にとっては唯一、最高の楽しみ。それが一片の通達で改まるものでもなからう。じつ、七月一四日のそれは「（盆踊ノ義ハ）七月一五日日ノ出ヨリ一六日日没ニ限り」許可する。違反者には捕亡吏

〔巡查〕を差し向け、「差押」(逮捕)することもあるので厳守されたい、と強権発動しなければならないほどであった。

当時の「県達」で、日常生活を規律するものには次のようなものがあった。

○明五・二・五 演劇場揭示ノ文

○明五・八 音曲歌舞取締示達(教務省達第一五号)

○明六・三・二二二 演劇云々管下へ達シ

○明六・八・三〇 祭礼或ハ晴雨乞等ノ弊風アルヲ以テ取締ノ義ヲ達ス(甲第二五号)

○明七・七・一四 禁厭祈祷云々達シ(甲第五四号)

○明九・八・一八 芝居興行等ノ時間ノ達シ(庶第八三号)

○明九・一〇・一八 居合抜キノ義ニ付キ伺 右指令(明九・一一・一四)

○明九・一一・一七 社寺境内ニテ演劇云々達シ(庶第一一二号)

○明九・一二・五 頼母子講、無盡講達シ(庶第二二二号)

○明一〇・九・七 俳優雜劇等渡世ノ者云々達シ(租第三〇号)

○明一一・一一・二九 宮角力の論文(無号)

当時、これらの興行は、各小区で年一回をかぎり、お宮やお寺の境内などで催すことが許されていた。また、その手続きとして二〇日前に日時・場所・木戸棧敷など取りきめ、警察に「願書」を出して「免許(鑑札)」を受けねばならなかった。芝居の営業時間も、夜一〇時に始まり暁におよぶといったところもあり、健康や風紀の面、それに近傍の人にも迷惑をかけるとして以後(明九八・一八)午後一二時までとする、とも達している。つづいて戸長や保長に対し、「當(當)生ノ障碍相成ラザル様注意致スベク候事」との注意書きは、そのころ流行の伝染病を警戒してのこと(次項参照)。なお、木戸銭や棧敷銭を徴収する興行に対しては、「一日二付キ」左のような「賦金」(税金)を納めねばならなかった。

芝居五〇銭 角力二五銭 曲馬二〇銭

輕業二〇銭 このほか襍劇一五銭

これらの興行の場所に利用されたと思われる両村の

「社寺」については、前掲書の『別府市誌』によると、

○ 八幡朝見神社（明六村社） 秋葉神社（同上）

稻荷神社（同上） 愛宕神社（同上） 八坂神社

住吉神社 温泉神社 波止場神社 天満社など

○ 海門寺 万松寺 西法寺 本光寺 新善光寺 宝満

寺 崇福寺 松音寺 長松寺修福寺長宮寺など

このころはまた迷信が横行し、加護祈禱がさかんであ

った。そのため、新政府は、これまでの神祇省（明四・

八神祇官称）を廃止して教務省を設置（五年五月）、教

導職の制度を設けた。この教導職には、次のような

「教導三条」が示されていた。

一 敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事

一 天道人道ヲ明ラカニスベキ事

一 皇上ヲ奉戴シ、朝旨ヲ遵守セシムベキ事

この三条は、維新前の仏教信仰に代わって「敬神」

のイデオロギーをうち出し、「天皇崇拜」を掲げること

によって、近代天皇制への宗教的・政治的な基本理念と

したのである。

7 コレラの流行と衛生行政

現在とちがって、明治初期、伝染病の蔓延が恐怖のま

とであった。当時の伝染病といえば、コレラ・赤痢・腸

チフス・ジフテリア・天然痘など。

このうち、天然痘はあとの「年表」に見るとおり、新

政府が最も意を用いて防疫に尽したことから種痘率も高

く（九〇％といわれた）、明治前期の段階で、最少限に

くいとめるまでに成功している。明治中期以降、社会に

多大の脅威を与えていたのは「コレラ」と「赤痢」とで

あった。

明治維新当初、衛生取り締まりの事務は「大学（東

校）」の所轄。これが廃止され、代わって四年七月に設

置されたのが文務省。翌五年二月、初めて文務省に医務

課がおかれ、翌六年三月に医務局に昇格した。七年八月

、医療基本法ともいえるべき「医制」が布かれてから、日

本の医事法制もようやく軌道にのった。

さらに医務行政は八年六月、文務省から内務省（六年

一月設置）へ移管された。のち一二年一二月、内務省

の医事審議機関として「中央衛生会」、各府県内に設け

る「衛生課」に専任の医務官が、また各町村にも「衛生委員会」がおかれる運びとなった（『内務省史Ⅲ』）。

大分県が独立の衛生課を設けたのが二年二月。その前年の三月に、各町村に衛生委員会をおくよう県達が出されている。大分県刊の『県治概略』、『県統計書』、『大分県警察史』（昭和一八年刊）などを参照して作成した医務行政関係の「年表」のうち、目ぼしいものをいくつか掲示してみよう。

○明三・一一二三 太政官、売薬取締規則を示達。売薬取締を「大学」の所轄とする。

○明三・三三四 「大学」に種痘館を設置。四月より

各府藩県に対し、種痘の実施を厳命。

○明五・六・一四 庁下市中掃除云々達シ（大分県達）

○明六・八・一五 無蓋ノ糞桶^{かんが}云々県下市中へ達シ（右同）

○明七・一 毒葉・劇薬取締布達。一〇年一月、売

薬規則、一三年一月薬品取締規則布達

○明八・五・二〇 太政官布告「悪病流行ノ際貧民救助概則」に基づき、「貧困者ニシテ悪病ニ

弊レタル者ノ措置」布達（大分県達）

○明九・四 娼妓ノ梅毒検査ニ関する布達（右同）

○明一〇・八 コレラ（虎列刺）病予防心得。一三年七月、伝染病予防規則公布。

○明一一三・一一 「河豚食スベカラス」論文（大分県達）

○明一二・七 検疫停船規則、海港コレラ病予防規則公布。海外からの防疫に努める。

○明一二二一五 避病院規則ノ布達（右同）

さきにも述べたコレラは死亡率が極めて高く（約六〇%）、アツという間に死ぬことから通称ココロリクとも呼ばれ、最も恐れられていた。明治一二年、このコレラが県下で大流行。四月一七日、南海部に発生し、別府の地にも伝わった。「別府、浜脇ノ温泉場ニ於イテ感染シ、帰村或ハ途中、直チニ発病」する者が続出し、たちまち全県に広がった（『大分県第一回衛生年報』）。拡散伝播地とみなされた別府では、五月二一日公衆浴場の入湯を禁止するとともに竹瓦温泉に検疫場を設けた。また、罹患者のため、長松寺（朝見）が仮の避病院に

当てられた。この避病院については、高浦氏の『大分の医療史』によると、明治一〇年時に県下で一三カ所開かれたというから、長松寺もその中の一つであつたろう。

コレラ病避病院規則には、その設置場所について「四隣人家ヲ離シ、空気の流通ヨキ乾燥ノ地ヲ良ト（ス）」し、また「寺院又ハ民家等ヲ一時借り上グベシ」とある。その管理には郡役場があたり、「患者一人ニ付き看護病人二人」。入院患者にかかる薬品、食料、諸雑費は貧困者を除き、患者の負担とすべきことなどが定められていた（『大分県警察史』）。

この避病院―長松寺の過去帳には、当時のなまなましい記録が誌されているので、その一部を紹介しよう。

今年（明治一二年）、コレラ流行シテ病ニ罹ル者ハ避病院ニ送ル。皆々コレラ隠スコトアレドモ、巡查常ニ之ヲ調べテ悉クアンダ（注、網戸板）ニ乗セテ送ル。誠ニ生キ別レシテ死出ノ旅ニ趣クコト、哀レニ云フ方ナシ。

別府と浜脇の両村で罹病者は二三七人、うち一三七人が死亡（死亡率は約六〇％）。村では予防薬を購入する

ため、寄付が募られ、計屋の大野六郎治が金一円を、日名子太郎が石灰五〇俵を寄付して感謝状が県から授与されている（『別府市誌』昭和六〇年。）

ちなみに、明治一二年の県全域の罹病者は約五三〇〇人、うち死者は約三〇〇〇人。全国では約一六万人、死者は推定一〇万人とされる。以後、コレラの猖獗は二三年、二四年、二八年、三五年と都合五回を数えている。

一方、赤痢病の特徴は、コレラほど死亡率は高くない（約二五％）ものの、患者発生数は伝染病の中でも群を抜いて多いことである。明治二〇年代に多く発生し、とりわけ二四〜二六年の三カ年間、毎年一万人以上の罹患者を出した。明治二七年四月に達した県知事諭告では「…其ノ患者年ニ一万人ヲ下ラズ。其ノ間、生命ニ財産ニ容易ナラザル惨害ヲ蒙レリ」と、大きな県治問題であつたことを伝えている。

別府の医療史では是非とも触れねばならぬのは、鳥潟恒吉博士（秋田県出身）と私立朝見病院のことである。

大分県公立病院（三二年六月より県立病院と改称）が医学学校とともに設立されたのが一三年二月。鳥潟博士

は一二年秋、東京医学校を卒業するや、当時としては破格の月給一〇〇円で招かれ、病院長兼学校長として赴任してきた。だが、どちらも大きな赤字を出したため県費でこれを補助してきたが、ついに二一年医学校、ついで翌二二年に公立病院も閉鎖。このため、博士はこの病院を借り受け、私立大分病院として引き継いだ。

この間、公立病院で治療を受けた患者数は二万八一六〇人（年平均二八一六人）、また医学校でも七五人の医師を養成している（『大分県統計書』）。

この後、県立病院は三年七月に再開。同博士は私立大分病院を県に返還。私立朝見病院は、この時つくったものであり、当時としては全国でも珍しく医師五人、

内寵の古墳と観音堂―手嶋家墓所

祖母、母、私とで毎年おこなった墓所の墓掃除について思い出を書きましよう。

私が女学生のころのことです。草をとりながら、「おばあちゃん、なぜこの山には杉やひの木を植えないの。木が大きくなったら家が建つのに」と申したことが

看護婦三五人を擁する大病院であった。のち、この病院を買収する話が県議会で出たおり、「かってベルツ博士（注、日本の医療制度の確立に貢献した来日中のドイツ医師）も大いに賞賛した所なり」と紹介されたほどであった。だが、県の財政上、買収はついに実現しなかつた。

紙数の制限から概要のみ述べたが、詳細を知りたい方は『大分県史』近代編Ⅰ（通算第一六巻、昭和五九年刊行）と、大分大学（教育）研究紀要（昭和六〇、六一年刊行）の拙稿「明治初期における大分県の法政事情上下」を参照していただきたい。（つづく）

相良 範子

ありました。すると母は、

「何を言うかえ、この山にしいの木や榎の木があるのには、わけがあるのよ。昔天明の大飢饉の時、このしいの木があったおかげで、みんなの家にしいの実を三升五升と配ることができたのです。それで五ヶ村に餓死者がひ